諮問庁:国立大学法人東北大学

諮問日:平成28年11月24日(平成28年(独個)諮問第26号) 答申日:平成29年3月8日(平成28年度(独個)答申第33号)

事件名:本人が提出したハラスメント申立書に係る調停・審議内容が分かる文

書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学(以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成27年5月14日付け総法文1323号による一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1)異議申立書

原処分の開示決定通知書には別紙として項目番号①ないし⑥の記載がありそれに即し記載する。なお項目番号①については異議の対象外である。①については異議がない。

ア 項目番号②ないし⑥について

②ないし⑥につき同一文書1件(文書3 両面1枚)が特定され部分開示された。請求趣旨がそれぞれ異なるのにこの1件とは請求を無視しており不正である。しかも当該文書1件の主要部分は黒く隠蔽されており合意書の具体的内容については分かりかねる。黒く隠蔽された理由記載も不自然かつ不整合で正当な理由とは思われない。既に合意が成立し、学内外に公表されるべき内容である(一部内閣府審査会が公表済み)、この隠蔽は不当である。全て開示することを求める。

また当該委員会による審議および合意に関して私および特定組織側

は多くの資料を提出した。それらは合意の本体を形成しているのに、 それらが全く特定されていない。よって②、③、④、⑤、⑥に分け て特定しなおし、その全てを開示することを求める。

- イ 全学調停委員会と全学防止対策委員会の癒着が指摘されている。前 者委員は後者委員の兼任であり、後者委員長の頻繁な審議介入と操作 が明らかになっている。文書開示もこれらの影響下にあり諸権利が蹂 躙され真実が隠蔽されている。ここに適正な開示を求め、異議を申し 立てる。東北大学の真の発展にはこれらの不適正を排し是正すること が必須である。不正横行が情報公開制度(真実解明、説明責任担保) にも悪影響を及ぼしていると危惧される。以上より、東北大学の発展 を祈念し、文書再特定と全面開示を申し立てる。
- ウ なお,これまでの文書開示により多数の"真実"が明らかにされた。 深謝する。

(2) 意見書

先ず、本件「個人情報開示請求書」の記載内容(添付文書を含む)と 本件「異議申立書」を熟読されたい。

この案件は一連の開示請求の結果請求されたものである。特に「合意 内容が記載されている合意文書」(開示申請書の添付文書)には十分留 意願いたい。すなはち、合意文書で全面解決した事案につき、開示請求 者は別途空白期間をおき事実関係もうやむやなまま強引な冤罪による懲 戒処分に処せられている。

東北大学は以前からブラック大学として人権侵害や論文不正問題で注目されてきているが、この典型例が東北大学の密室式恣意的運用実態ではないだろうか。

さて諮問庁作成の「理由説明書」の中で、「異議申立書」の趣旨に対し種々記載し反論しているが、それらはおおむね事実に反す内容ないし虚構であり、また判断においては関連規約の身勝手な解釈と不自然な運用実態の反映に過ぎない。異議申立書の内容は反論を経た現在でも正当かつ適法である。私と東北大学の主張・説明に関し複数の齟齬が認められるが、これらについて特に慎重な審議を依頼する。なお記載された本件背景・主張等は一連の開示請求と調査結果(数十件)に基づいており、公式文書による確固たる基盤を有する。

しばしば貴審査会の運用において、「諮問庁の説明に不自然な点はない」旨をもって諮問庁の主張を認容されるケースが多いようであるが甚だ遺憾である。文書開示の背景には関係事実と関係規約が大学の使命・理念および民主主義の伝統・精神があり、法令解釈や事実認定は表面的な字句や条文によるのではなく、これらの理念・精神等に基づきまた弱者の立場を斟酌し行われるべきと理解する。行政制度では概して執行側

に有利であり、民主主義の重大基盤である"情報公開制度"でも大学の 慢心と隠蔽を認容する結果になる。結果として行政権力の横暴を助長し、 わが国の将来を危うくすると危惧される。

以上が主な意見であるが具体的意見を若干追記する。

- ア 諮問等決定に法外な時間がかかっており、制度運用と法令順守に重大な瑕疵がある。異議申立ては平成27年6月18日付けであり諮問に約1年6か月を要している。関係規約・通達では60日以内に決定(諮問等)をすることとされている。諮問庁は情報公開運用の多くの面で期日を遅滞させている。多くのケースで単なる怠慢に過ぎず相応の事由がない。その結果、運用も粗雑で虚偽・隠蔽を帯びる。
- イ 諮問庁作成の「理由説明書」2の「(2)諮問の理由」の中で「調 停委員会においては議事録は作成しておらず」旨主張されている。こ れは虚偽ないし隠蔽意図である。

調停委員会こそ大学運用に起因するさまざまな問題を討議解決する機関であり、その運用記録は極めて重要である。議事録がないとか作らない方針などは、まったくの事実に反しており、当事者の私から日程予定や議事方針、議事内容など複数回にわたり確認連絡し、また議事内容や前回議事の確認を繰り返し行い、議事資料など提出している。これらはすべて法人文書で当然すべて保管されている。諮問庁の主張は「恣意的な懲戒処分」のための虚偽に他ならないと思慮される。

- ウ 諮問庁作成の「理由説明書」2の「(2)諮問の理由」の中で「調 停委員会の委員ないし関係委員への批判や責任追及のおそれ」の旨が 不開示理由として記載されている。しかるにこれは誠に不自然な説明 である。そもそも関係委員は匿名にされており、当事者には特定不能 である。また「批判や責任追及」は「公正性、客観性」を保つために はむしろ必須の条件である。当事者からの開示請求において不自然な 隠蔽は「委員のなれ合い、作為、不公正」を助長し、事実公正な判 断・運用を阻害すると思われる。東北大学は人権侵害や論文不正問題で注目されてきています。事実情報公開文書によれば東北大学においては "独立であるべき調査委員会"委員が防止委員会(親委員会)の 委員から全員任命されており、"親委員会"委員長1名の意向でほとんどの運用が取り仕切られている実態が判明している。これらは瑕疵の一例にすぎず、背景の運用実態は深刻である。
- エ 同じく「理由説明書」2「(2)諮問の理由」の中で「当事者間が 提出した資料」は開示対象外としているが、これは失当でありかつ極 めて不自然である。調停における合意は当事者が種々の問題や論点を 話し合い、大学および当事者の将来を願って解決に努力するものであ

り、その調停過程が極めて重要である。「合意書」はそれらの一連の過程を紙面1枚にまとめたものであり、合意の詳細は記録として提出資料、作成資料(議事録を含む)に残されるべきものである。当事者も委員等関係者、事務方もすべてこの趣旨で議事運営した。よって諮問庁のこの主張は錯誤である。また一般社会としても調停の基本ルールとして常識である。このような明らかな不自然を主張するのは失当である。「冤罪による懲戒処分」を維持しようとするブラックな東北大学の象徴と危倶される。

オ 本開示請求の基盤となった「合意書」および関連の東北大学の関係問題点については、情報公開制度により多くの事実が明確になった。関係の問題点については東北大学の改善と発展に役立てて欲しいと考えていたが、特定日に最高責任者の東北大学総長との面接機会が与えられた。その際に要点・趣旨を提出したが、本件背景の具体的参考資料としてその提出物を添付する。

(本答申では資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年3月17日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開 示請求があった。

これに対し東北大学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年4月16日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年5月18日に延長した。

本件請求に係る保有個人情報については、探索の結果、東北大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定をする旨の決定を平成27年5月14日付けで行った。

その後、平成27年6月18日付けの異議申立書が提出され、翌19日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2)諮問の理由

今回,異議申立てのあった請求については,本件異議申立人自身が提出したハラスメント申立てに係り「調停の合意文書(確認書)」(開示請求書の添付文書)に記載された,申立ての調停・審議内容及び合意内容の根拠等の保有個人情報を求めているものである。

当初,本件請求保有個人情報のうち②ないし⑥の請求項目は,当事者

間紛争の調停の申立による話合いにより形成された合意内容について各合意内容の詳細がわかる文書を求めるものと判断し、調停の話合いを踏まえ総合的に判断して作成された文書3に記録された保有個人情報を全ての請求項目の趣旨を満たすものとして特定した。しかし、異議申立てを受け改めて原処分の妥当性等について検討したところ、文書3には、調停合意文書案をまとめるにあたって種々の見解が記述されており、請求項目の②には該当するが、請求項目の③ないし⑥について直接対応した記述ではないため、改めて請求項目③ないし⑥に該当する個人情報を探索したが、調停は当事者同士の話合い又は調停案の提示により紛争解決を図る手続きであり、調停委員会においては議事録を作成しておらず、他に該当する保有個人情報もないと諮問に当たって判断を変更した。

請求項目②については、文書3に記録された保有個人情報を特定し、調停委員会の見解記述部分について、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査を躊躇したり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のために東北大学が行うべき制度そのものの形骸化を招くおそれがあり、当該委員会の性質上、当該委員会の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報であるため不開示とした。さらに、当該情報は審議、検討に係る内容であり、公にすることで、今後同様の事案が生じた場合の率直な意見交換等に支障を及ぼすおそれがあるため、同条4号に規定する審議検討等に関する情報にも該当するものと判断した。

なお、異議申立人は、当事者間が提出した資料自体も特定対象と主張するが、これは調停に至るまでの当事者それぞれが主張する内容が記載されたものであって、当事者間で合意した事実関係とは必ずしも一致しない事実の記載もあるため本件請求趣旨には合致しないものであることから、本件請求対象には該当せず、よって原処分における判断は妥当なものと考える。

以上の理由から、処分庁の決定は妥当なものと考え、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月13日 審議

④ 同月26日 異議申立人から意見書及び資料を収受

- ⑤ 平成29年2月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月6日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、文書1及び文書2に記録された保有個人情報については全部開示し、文書3に記録された保有個人情報についてはその一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、文書3に記録された保有個人情報の外にも本件請求保有個人情報の請求項目②ないし⑥の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、また、文書3の不開示部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、原処分において、文書3に記録された保有個人情報が請求項目③ないし⑥に該当するとしていた点について、文書3に記録された保有個人情報は請求項目③ないし⑥に該当するものではなかったとして、その判断の内容を変更しつつ、改めて探索をしたところ、請求項目③ないし⑥に該当する保有個人情報の保有はないとし、また、不開示理由に法14条4号を追加した上で、原処分を維持することが妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保 有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について判 断することとする。

- 2 特定の妥当性について
- (1)本件対象保有個人情報の特定について,諮問庁は,大要以下のとおり 説明する。
 - ア 文書3には、「調停の合意文書(確認書)」の案をまとめるに当たっての種々の見解が記述されており、これは本件請求保有個人情報のうち請求項目②の部分に該当する。しかしながら、「調停の合意文書(確認書)」の特定の記載について直接対応した記述ではないため、請求項目③ないし⑥の部分には該当しないと判断した。
 - イ 改めて各請求項目に該当する保有個人情報を探索したが、調停委員会においては議事録を作成しておらず、請求に該当すると判断し得る情報が記録された他の文書の存在も認められなかった。

異議申立人は、当事者間が提出した資料等も特定すべきと主張するが、それらは当事者間で合意した事実関係とは必ずしも一致しない事実の記載を含み、請求の趣旨には合致しない。

(2)本件事案に係る「調停」の趣旨,文書3及び「調停の合意文書(確認書)」の作成の経緯並びにその内容等に鑑みれば,上記諮問庁の説明に

特段不自然,不合理な点はなく,また,本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が探索から漏れ,あるいは秘匿されているとすべき事情も認め難い。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に本件開示 請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められ ず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

- 3 不開示部分の不開示情報該当性について
- (1) 当該部分について諮問庁は、調停委員会の見解記述部分であって、開示することにより、結果を不服とする者から委員に対し批判や責任追及等がなされるおそれがあり、また、これを避けようと、今後、委員がハラスメント調査に関して踏み込んだ発言や調査をちゅうちょしたり、負担の重さを理由に就任を固辞したりするなどといった事態が生じる可能性は否定できず、ハラスメント防止のための制度そのものの形骸化を招くおそれがあり、同委員会の性質上、その事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号柱書きに該当する旨説明する。
- (2)本件対象保有個人情報を見分すると、当該部分には、調停合意文書案の検討における調停委員会の見解等が具体的に記載されていることが認められ、その内容を公にすることにより生じる「おそれ」に係る上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条5号柱書きに該当し、同条4号に ついて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号及び5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は東北大学教員であり、東北大学の或る事案に関わり処分を受けた。 その手続きや処分に重大な疑念が生じている。本件開示請求ではその事案 に関わり、東北大学情報公開室を介して開示された文書(添付文書)につ き保有個人情報の開示を求める。

- ① 添付文書には提出されたハラスメント申立書2通が明記されている。 これら2通のハラスメント申立書(特定日A;特定日B)の一切の開示 を求める。申立書提出時に添付文書や資料があればそちらの開示も求め る。
- ② 本件2件の申立書にかかわる調停内容でその審議内容ないし調停対象がわかる文書一切の開示を求める。ただし重複を避けるため上記申立書2通は除く。
- ③ 添付文書には合意内容が4点記載されている。その1として「(特定組織側の)手続き上の瑕疵」とあるが、この"瑕疵"の内容がわかる一切の文書の開示を求める。
- ④ その2として「(特定組織側の)改善・充実」とあるが、この"改善・充実"の内容がわかる一切の文書の開示を求める。あるいは"改善を要する内容"がわかる一切の文書の開示を求める。
- ⑤ その3として「(私の)節度ある利用」とあるが、この"節度ある利用"の内容がわかる一切の文書の開示を求める。あるいは"節度を欠く言動(利用)"がわかる一切の文書の開示を求める。
- ⑥ その4として「トラブルの再発防止」とあるが、この"トラブル"の 内容がわかる一切の文書の開示を求める。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 ハラスメント申立書(特定日A付け,異議申立人提出)

文書2 ハラスメント申立書(特定日B付け,異議申立人提出)

文書 3 「調停案 調停委員会(特定事案記号)特定日」